

平成23年12月27日

特定商取引法違反の結婚相手紹介サービス事業者に対する 業務停止命令について

本県は、本日付で、特定継続的役務提供事業者(結婚相手紹介サービス)「株式会社アクターズエイジェンシー(以下「事業者」という。))に対し、特定商取引法に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「法」という。)の違反行為を認定し、法第47条第1項の規定に基づき9か月間、特定継続的役務提供にかかる契約締結についての勧誘、契約の申込みの受付及び契約締結の各業務について停止するよう命じました。

なお、認定した違反行為は、概要書面の不交付、契約書面の記載不備及び不実告知です。

株式会社アクターズエイジェンシーに対する行政処分の内容

1 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社アクターズエイジェンシー
- (2) 代表者：代表取締役 阿部 眞樹
- (3) 所在地：福島市中町4番20号
- (4) 設立：平成20年11月17日
- (5) 取引形態：特定継続的役務提供
- (6) 取扱役務：結婚相手紹介サービス

2 事業者の取引概要

事業者は、平成20年11月17日、株式会社ジェイアイジェイ、ビュー企画事業部から事業を譲り受け、引き続き結婚を希望する消費者に異性を紹介するいわゆる結婚相手紹介サービス(特定継続的役務提供)業務を行っている。

事業者は、特定継続的役務提供契約を締結する際、独身男性の消費者に結婚相手の女性を紹介すると説明しているが、結婚相手の紹介を行っていない。

紹介した女性はスナックのホステスであり、ホステスは結婚相手として紹介を受けているとの認識が無く、消費者を一般の客として接待をしていただけであった。

3 違反事実の概要

(1) 法第42条第1項違反（概要書面の不交付）

特定継続的役務提供契約を締結しようとするとき、契約の概要について記載した書面を、その相手方に対し交付していなかった。

(2) 法第42条第2項違反（契約書面の記載不備）

特定継続的役務提供契約を締結したとき、その相手方に対して交付した契約内容を明らかにする書面について、次の事項について記載不備であった。

ア 役務の内容

役務の種類、役務提供の形態又は方法及び役務を提供する時間数、回数その他数量の総計

イ クーリング・オフ及び中途解約に関する事項

ウ 代表者の氏名

エ 書面の内容を十分に読むべき旨

(3) 法第44条第1項第6号違反（不実告知）

退会を申し出た消費者に対して、残金がないにもかかわらず「あなたの残金がいくらあるのか分からない。経理に聞かないと分からない。」などと不実のことを伝え、さらに、契約書の欄外に「今迄支払った金額及び、今後支払う金額等について異議を申し立てたり、第三者機関及び代理人等を立てないことを誓約いたします。」と不実のことを告げ消費者に指示して書かせ、契約の解除を妨げた。

(4) 法第44条第1項第8号違反（不実告知）

消費者と契約する際、「今後は、スナック等で個別に結婚相手の女性を紹介していく。気に入れば自分で店に出入りし、紹介した相手と交際し、結婚相手を選べばよい。やり方は、前と同じです。」等と勧誘しているが、結婚相手の紹介を行っていない。

スナックのホステスと引き合わせをしているが、ホステスは消費者を結婚相手としてではなく、一般の客として接待していた。

4 業務停止命令の内容

平成23年12月28日から平成24年9月27日までの間、法第41条第1項第1号に規定する特定継続的役務提供に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 特定継続的役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 特定継続的役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 特定継続的役務提供契約を締結すること。

5 消費生活センター等への相談状況

事業者に関する相談受理状況（P I O - N E Tにより作成）
3件

6 相談事例

別紙のとおり

7 本件に関する消費者からの相談窓口

福島県消費生活センター 電話024-521-0999

【参考】

本県が行った特定商取引に関する法律に基づく行政処分は今回が13件目で、過去の処分実績は次のとおりです。

【処分実績】

年度	業務改善指示	業務停止命令	合計
19	1	1	2
20	1	3	4
21	1	3	4
22	0	2	2
23	0	1	1
計	3	10	13

【業務停止命令の期間】

3か月	6か月	9か月	12か月
1	0	0	0
0	0	0	3
1	2	0	0
2	0	0	0
0	0	1	0
4	2	1	3

別 紙

事例 1

株式会社アクターズエイジェンシー（以下「A社」）は、株式会社ジェイアイジェイ、ビュー企画事業部（以下「J社」）から営業を譲り受け、平成20年11月17日に設立登記した。

消費者Vは、独身男性で、平成15年ごろ、結婚相手を紹介してもらうためにJ社の登録者会員になった。その後、消費者Vは、平成20年11月中旬ごろ、A社の営業所において、A社とメンバーズイベントシステム移行の承認書を取り交わし、A社のメンバーズイベントシステム登録者会員に入会する契約をした。消費者Vは、J社の営業がそのままA社に全部移ったものと思い、引き続き、結婚相手を紹介してもらうために、登録者会員になった。

その際、消費者VはA社の社長に「今後は、イベントをやらない。スナック等に行き、ホステス等で結婚を希望する女性を紹介する。ホステス等と話をして気に入れば電話番号を聞いて、電話番号を交換してよい。」等と言われ、J社の時は、電話番号交換とか個人交際は禁止されていたので、このことが前と大きく変わったと思った。

また、消費者Vは、A社の社長に「今後は、スナック等で個別に結婚相手の女性を紹介していく。気に入れば自分で店に出入りし、紹介した相手と交際し、結婚相手を選べばよい。やり方は、前と同じです。」等と言われた。消費者Vは、A社では、出会いのイベントはやらないが、スナック等で結婚相手を紹介してもらえるので、営業内容はJ社と同じ結婚相談所だと思って、メンバーズイベントシステム移行の承認書に署名押印し登録者会員になった。

この時、消費者Vは、A社から交付された書面はメンバーズイベントシステム移行の承認書だけで、契約の概要について記載した書面は交付されなかった。

また、消費者VがA社から交付されたメンバーズイベントシステム登録者確約書には、クーリング・オフの方法などは記載されておらず、クーリング・オフについての説明も受けなかった。

消費者Vは、J社の時と同じように月額35,000円を指定の銀行口座に振り込んでいた。

さらに、消費者Vは、平成21年8月下旬ごろ、A社の事務所においてA社と願書（平成21年8月付）を取り交わし、更新料499,990円、会費月額35,000円等として契約を更新したが、A社からクーリング・オフ等の説明もなく渡された書面は願書だけであり、クーリング・オフなどの方法も記載されていなかった。

その際、消費者Vは、A社の社長に言われるままに願書末尾の欄外に「今迄支払った金額及び、今後支払う金額等について異議等を申し立てたり、第三者機関及び代理人等を立てないことを誓約いたします。」と書かされた。

消費者Vは、多額の金を支払ってA社の登録者会員になっていたが、スナック等でホステスを結婚相手として紹介してもらうだけだったので、平成21年9月ごろ、A社の事務所でA社の社長に「会員を辞めたい。」等と退会を申し出た。すると、消費者Vは、A社

の社長に「あなたの残金が幾らあるのか分からない。経理に聞かないと分からない。」等と言われたので「今、辞めれば莫大な金を請求されるのではないか。」と不安に思い、また、願書（平成21年8月付）に「今迄支払った金額及び、今後支払う金額等について異議等を申し立てたり、第三機者機関及び代理人等を立てないことを誓約いたします。」と自筆で書かされていたため誰にも相談できず、退会も出来ないでいた。

消費者Vは、結婚相手を紹介してもらうためにA社の登録者会員になっていたが、紹介された女性はスナックのホステスで、ホステスは消費者Vを一般の客として接待をしていた。

事例2

消費者Wは、独身男性で、平成13年ごろ、結婚相手を紹介してもらうためにJ社の登録者会員になった。その後、消費者Wは、平成20年11月中旬ごろ、カウンセリングを受けるためA社の事務所に行った時、A社の社長に「株式会社ジェイアイジェイ、ビュー企画事業部が、新しくできた株式会社アクターズエイジェンシーに営業を譲ることになった。」等と言われてメンバーズイベントシステム移行の承認書に署名押印を求められた。

消費者Wは、A社の社長に「会社は新しくなったが、営業の中身は変わらない。パーティーはなくなるが、スナックに行きそこで女性を引き合わせる。自由に電話番号交換してもよい。気に入った女性がいれば付き合ってもよい。今まで女性会員でパーティーに出られない人もいた。だから逆に、その女性の側にこちらから行き、話をして気に入れば付き合えば良いのではないか。」等と言われた。

消費者Wは、A社の前身のJ社に入会したのは、「再婚を希望していること。異性の紹介を受けること。」で、そのために高額な会費を支払っていた。消費者Wは、結婚相手を紹介してもらえらば、会社が変わってもかまわないと考えてA社の社長の言う通りにメンバーズイベントシステム移行の承認書に署名押印し、メンバーズイベントシステム登録者会員になった。メンバーズイベントシステム登録者確約書には、登録者会員の期間が1年6ヶ月となっていた。

この時、渡された書面はメンバーズイベントシステム移行の承認書だけで、契約の概要について記載した書面は交付されなかった。

また、消費者Wは、A社から交付されたメンバーズイベントシステム登録者確約書には、クーリング・オフの方法などは記載されておらず、クーリング・オフや中途解約等の説明も受けなかった。

会費について、消費者Wは、J社の時と同じように月額97,000円を指定の銀行口座に振り込んでいた。

消費者Wは、結婚相手を紹介してもらうためにA社のメンバーズイベントシステム登録者会員になっていたが、紹介された女性はスナックのホステスで、ホステスは消費者Wを一般の客として接待をしていた。

事例 3

消費者Xは、独身男性で、平成13年5月ごろ、結婚相手を紹介してもらうために、J社の登録者会員になった。その後、消費者Xは、平成20年11月中旬ごろ、A社の営業所において、A社とメンバーズイベントシステム移行の承認書を取り交わした。消費者Xが承認した承認書の内容は、「J社がA社に営業を譲渡することを承認すること」、「メンバーズイベントシステム登録者確約書の条項を変更すること」、「本日まで支払ってきた金員、及び本日まで行ってきた業務については、A社には、一切責務はない事を承認すること」であり、変更になったメンバーズイベントシステム登録者確約書の内容は、「(第1条)カルチャーセンターの指導、助言を受ける事を目的とする。」、「(第2条)独身者を削除する。」、「(第7条)会員の期間は、1年6ヶ月とする。」等となっていた。消費者Xは、メンバーズイベントシステム移行の承認書の内容については、よく理解出来なかったが、A社の社長に「以前の会社のようなお見合的なイベントはやらないが、スナック等の店に行き、そこで結婚相手の女性を紹介する。結婚希望者に異性を紹介するやり方は、前の会社と同じです。」等と言われ、結婚相手を紹介してもらえるのであれば良いと考えて、A社の社長に言われるままに承認書に署名押印した。

この時、消費者Xは、A社から交付された書面はメンバーズイベントシステム移行の承認書だけで、契約の概要について記載した書面は交付されなかった。

また、消費者Xは、A社から交付されたメンバーズイベントシステム登録者確約書には、クーリング・オフの方法などは記載されておらず、クーリング・オフについての説明も受けなかった。

消費者Xは、J社の時に会費等毎月10万円を指定の銀行口座に振り込みしていたので、引き続き会費等として10万円を同じ方法で支払っていた。

さらに、消費者Xは、金融機関等から借金があったことから、平成22年6月ごろ、A社の営業所において、A社の社長に「借金もあり、これ以上会員を続けることは無理です。会員を辞めさせてください。」と言うと、A社の社長は「残金幾らあるのか調べないと分からない。」と答えたままで、後は無視された。

消費者Xは、残金等は無かったが、願書(平成22年5月付)に満了日及び支払日「平成26年12月31日」となっていたことから、この日までの会費等をまとめて支払わなければ退会出来ないと考えた。

また、消費者Xは、A社の社長に言われて、願書(平成21年6月付)に「今まで行った業務並びに今まで支払った金額及び今後の支払い等一切異議を申し立てず第三者機関及び代理人を立てる事もない事を誓約いたします。」と書かされていたことから誰にも相談できず、退会できなかった。

消費者Xは、結婚相手を紹介してもらうためにA社のメンバーズイベントシステム登録者会員になったが、紹介された女性はスナックのホステスで、ホステスは消費者Xを一般の客として接待をしていた。

事例 4

消費者Yは、独身男性で、平成14年ごろ、J社から電話勧誘を受け、結婚相手を紹介してもらうために、J社の登録者会員になった。その後、消費者Yは、平成20年12月上旬ごろ、カウンセリングを受けるためA社の営業所に行った時、A社の社長から「今度、会社が新しくなる。これに名前を書き、印鑑を押してくれ。」等と言われ、A社の社長の言う通りに、メンバーズイベントシステム移行の確認書に署名押印した。この時、消費者Yは、メンバーズイベントシステム移行の確認書の内容について、A社の社長からは何の説明も受けなかったが、メンバーズイベントシステム登録者確約書には、会員の期間が1年6ヶ月となっていた。また、消費者Yは、A社の社長から「サービスの内容は変わらない。飲食店で会食して、そこで女性を紹介する。好みの女性がいれば、積極的に交際を申し込めばよい。」等と言われたため、J社と同じように、結婚相手を紹介してくれるものと思ってA社のメンバーズイベントシステム登録者会員になった。

この時、消費者Yは、A社から交付された書面はメンバーズイベントシステム移行の承認書だけで、契約の概要について記載した書面は交付されなかった。

また、消費者Yは、A社から交付されたメンバーズイベントシステム登録者確約書には、クーリング・オフの方法などは記載されておらず、クーリング・オフについての説明も受けなかった。

消費者Yは、月額会費については、J社の時と同じように50,000円を指定の銀行口座に振り込み支払いをし、その他の入会費等については、A社の社長に言われるままに多額の金を支払っていた。

さらに、消費者Yは、A社と更新契約等をするために願書（平成21年4月付、平成21年10月付、平成21年12月付）や確約書（平成21年3月付）を取り交わしているが、その際、A社の社長に願書等の末尾に「今まで行った業務並びに今まで支払った金額及び今後支払う金額等につき異議等を申し立てず、又、代理人及び第3者機関を立てない事を誓約します。」等と書かされていた。

消費者Yは、メンバーズイベントシステム登録者会員を辞めたかったが、A社に辞めると言えば、多額の金を請求されるのではないかと思い、また、願書等の末尾に第3者機関を立てない事等を誓約しているので誰にも相談出来なかったために退会出来ないうでいた。

消費者Yは、結婚相手を紹介してもらうためにA社のメンバーズイベントシステム登録者会員になっていたが、紹介された女性はスナックのホステスで、ホステスは消費者Yを一般の客として接待をしていた。

事例5

消費者Zは、独身男性で、平成13年ごろ、J社から電話勧誘を受け結婚相手を紹介してもらうためにJ社の登録者会員になった。その後、消費者Zは、平成20年12月上旬ごろ、A社の営業所において、A社の社長から「会社が新しくなったので、規約が変更になった。これからは、飲食店に行き、そこで女を紹介する。店の従業員は、独身だ。従業員の中には、一度結婚して離婚している人もいるが、今は独身だ。ママさんに確認しているから大丈夫だ。後は、積極的に女を説得して、結婚に結び付けばよい。」等と言われ、A社になっても結婚相手を紹介する結婚相談所であると思ってメンバーズイベントシステム移行の承認書に署名押印し、登録者会員になった。

消費者Zは、A社の社長からはメンバーズイベントシステム移行の承認書の内容について何の説明も受けなかったが、メンバーズイベントシステム登録者確約書には登録者会員の期間が1年6ヶ月となっていた。

また、この時、消費者Zは、会費等についてA社と確認約定書（Ⅶ）（平成20年12月付）を取り交わしたが、その際、A社の社長に言われて、確認約定書（Ⅶ）の末尾に「今まで行った業務並びに今まで支払った金額及び今後支払う金額等についていっさい異議を申し立てず代理人及び第3者機関を立てないことを誓約します。」等と書かされ、署名押印させられた。確認約定書（Ⅶ）には、月額会費50,000円及び更新料等が書かれており、消費者Zは、その内容については理解出来なかったが、月額会費等については指定の銀行口座に振り込みしていた。

この時、消費者Zは、A社から交付された書面はメンバーズイベントシステム移行の承認書だけで、契約の概要について記載した書面は交付されなかった。

また、消費者Zは、A社とメンバーズイベントシステム登録者会員の入会契約をする際、渡された書面はクーリング・オフの方法などは記載されておらず、クーリング・オフ等の説明は受けなかった。

その後、消費者Zは、A社のメンバーズイベントシステム登録者会員の入会更新をする際、A社の社長に言われて、願書（平成21年4月付、平成21年9月付、平成21年12月付）及び願書に係る約定書（平成21年10月付）に「今まで行った業務並びに今まで支払った金額及び今後支払う金額等について、いっさい異議を申し立てず代理人及び第3者機関を立てないことを誓約します。」等と書かされていたため、会費等の支払に困っていたが誰にも相談出来ず退会出来ないうでいた。

消費者Zは、結婚相手を紹介してもらうためにA社のメンバーズイベントシステム登録者会員になっていたが、紹介された女性はスナックのホステスで、ホステスは消費者Zを一般の客として接待をしていた。